

貯水槽は 定期点検が必要です



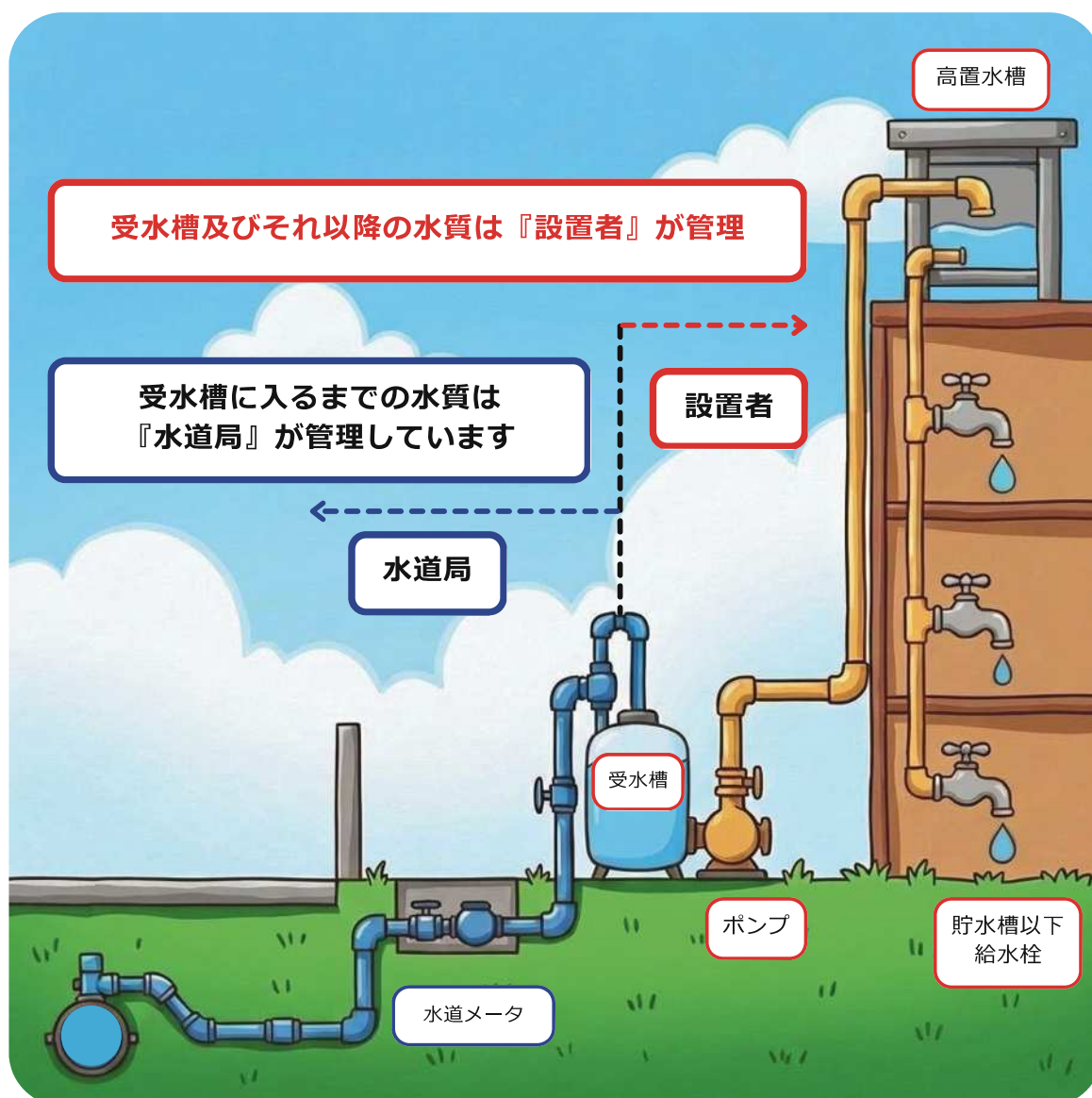
東京都水道局

① 貯水槽水道とは

貯水槽水道の管理は 設置者の責任です

貯水槽水道とは、ビルやマンションのような建物に設置されている受水槽以下の給水施設の総称です。

受水槽に入るまでの水質は『水道局』が管理しています。



② 管理上のポイント

1

定期的な施設の点検

月1回は点検しましょう



2

水質の確認

1日1回、蛇口の水の状態を確認しましょう



3

貯水槽の清掃

年1回は清掃をしましょう



4

書類の保存

点検記録や図面を保管しておきましょう



おかしいな？と感じたら

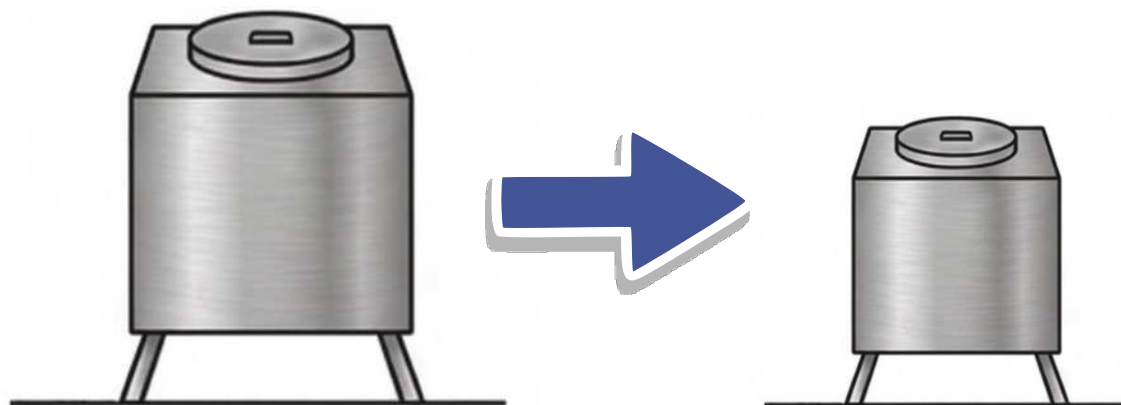
- 最寄りの保健所及び水道局に連絡し、指示に従ってください。
- ただちに水道利用者へ、飲用しないように周知してください。
必要があれば、バルブを閉めるなどして給水を停止してください。
- 水を長時間滞留させないようにしましょう。

水道水が長時間滞留し残留塩素が消失すると、水質が悪化する場合があります。1日当たり2回程度入れ替わるように管理しましょう。

③ 水道水を長時間滞留させない！

建物の入室状況や、節水型設備の導入などにより水使用量が減少すると、水道水が長時間滞留して残留塩素が消失する等、水質が悪化する場合があります。このため、長時間滞留しないように、**1日当たり2回程度**入れ替わるように管理しましょう。

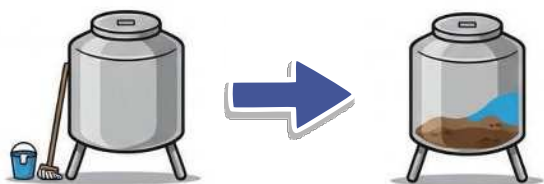
代表例：小さいサイズの受水槽へ交換



これ以外にも、電極棒方式、水位センサー方式、水位調整可能なボールタップへの交換も効果的です。

④ 管理が不十分だと、こんなことに！

● 清掃をしていないと...

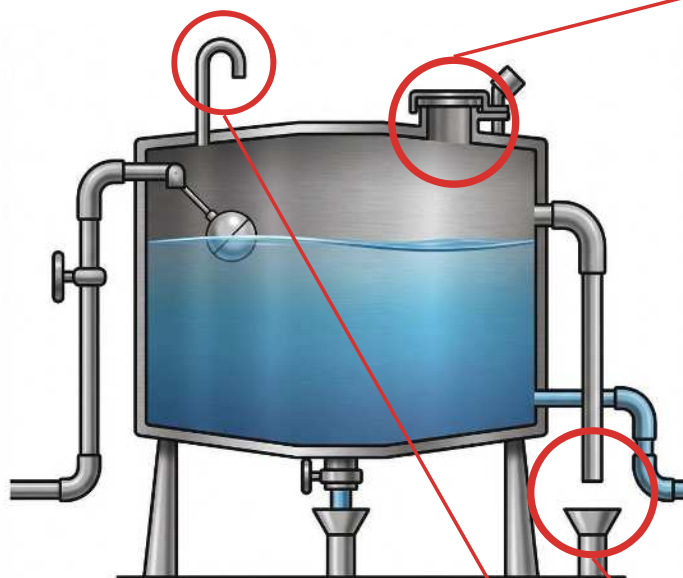


汚泥、赤さび等の沈殿物が溜まってしまう

● 受水槽の点検口の施錠がなされていないと...



蓋が空いており、雨水などが入ってしまう

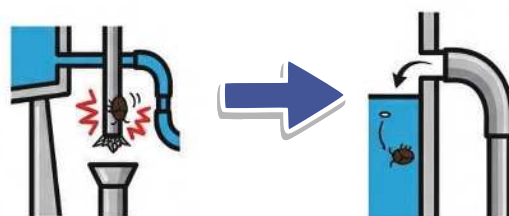


● 受水槽に亀裂が入っていると...



光が入り、藻が繁殖してしまう

● 防虫網が破れていると...



ヤモリやゴキブリなどが受水槽内に侵入してしまう

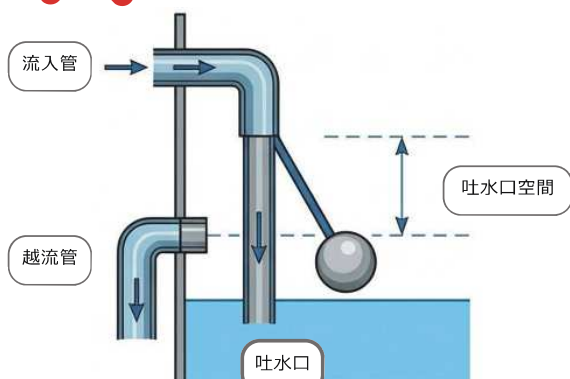
⑤ 水質事故を防ぐために！

受水槽は吐水口空間の確保が必要です

適正な吐水口空間が確保されていないと受水槽内の水質が悪化した水が水道管内に逆流し、近隣の方へご迷惑をおかけする恐れがあります。



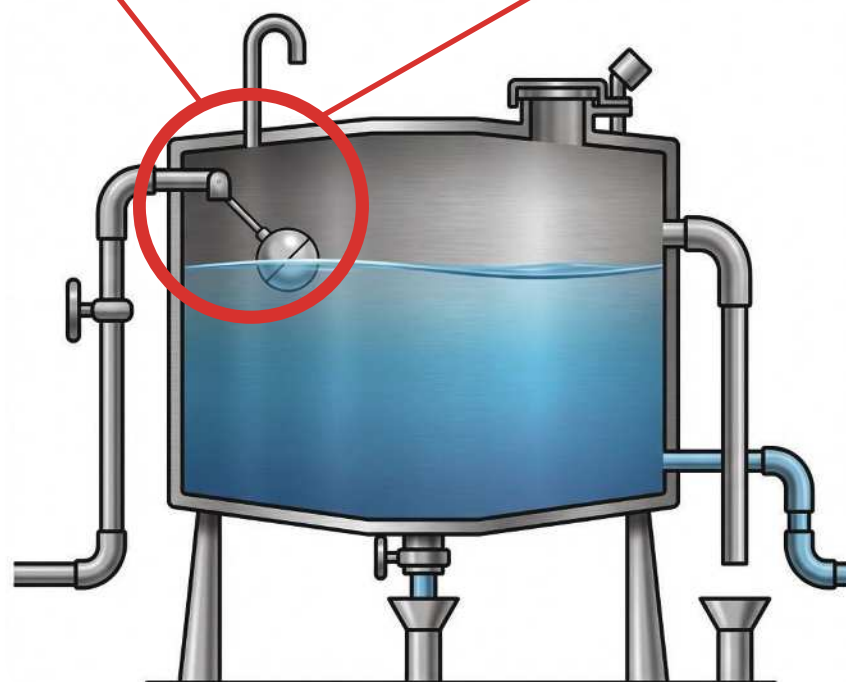
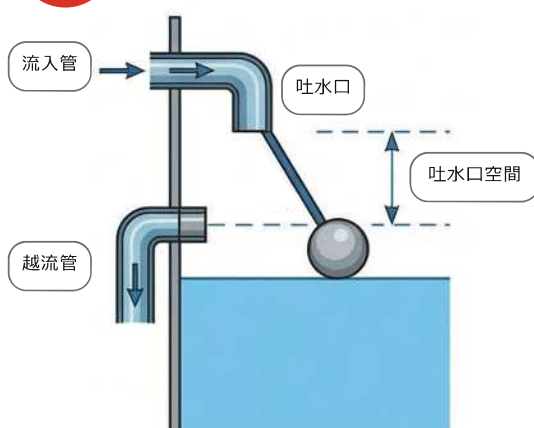
吐水口が水の中に入らないようにしましょう



水質が悪化した水が水道管内に逆流する恐れ

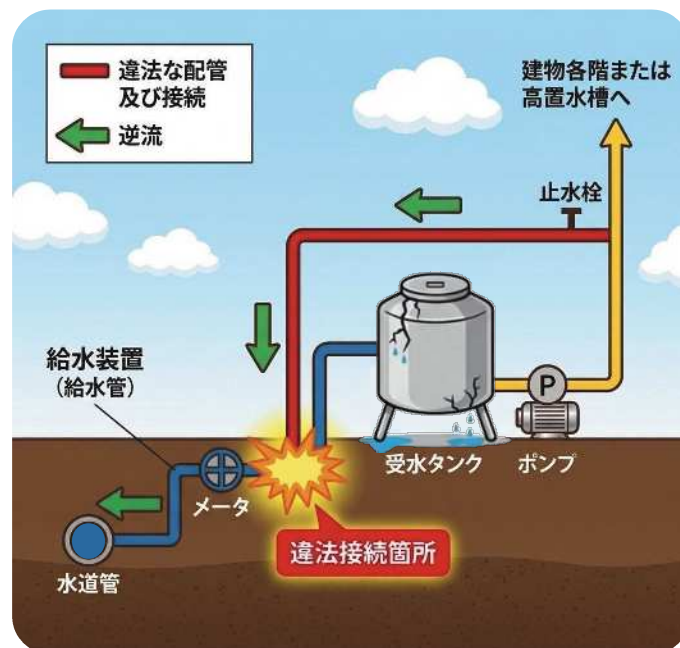


吐水口は越流管より上



⑥ 違法な配管はやめてください

下図のような配管は、水道法令で**禁止**されている配管です
受水タンク以下の配管と受水タンク手前の配管（給水装置）との接続は禁止されています



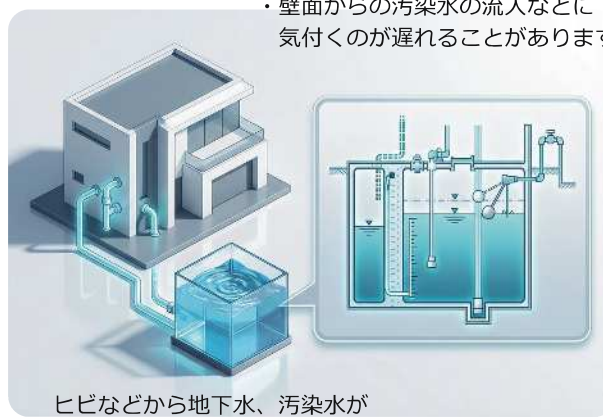
水質が悪化した受水タンク内の水が、水道管に逆流すると、
隣近所の方にご迷惑がかかる可能性があります

●地下式貯水槽について

地下式貯水槽とは、建物と一体になっているコンクリート製の受水槽のことで、周囲の点検ができないなどの理由により、現在は建築基準法において認められていません。

本施設は、汚水槽と併設されていることもあり、劣化等によりコンクリートに亀裂が入ると汚水が混入してしまう場合があります。施設管理には十分注意して下さい。

- ・外面から点検できません。
- ・壁面からの汚染水の流入などに気付くのが遅れることがあります。



ヒビなどから地下水、汚染水が流入する可能性があります。

⑦ 直結給水方式にしましょう

東京都水道局では、水道管から直接蛇口まで
給水する直結給水方式をお勧めしています

直結給水方式のメリット

メリット1 貯水槽の点検・清掃が不要です。

メリット2 貯水槽の設置スペースを有効に活用できます。

留意点

事故や災害時に貯水機能がないため、断水することがあります。



次のような施設では直結給水方式が認められていませんので御注意ください。

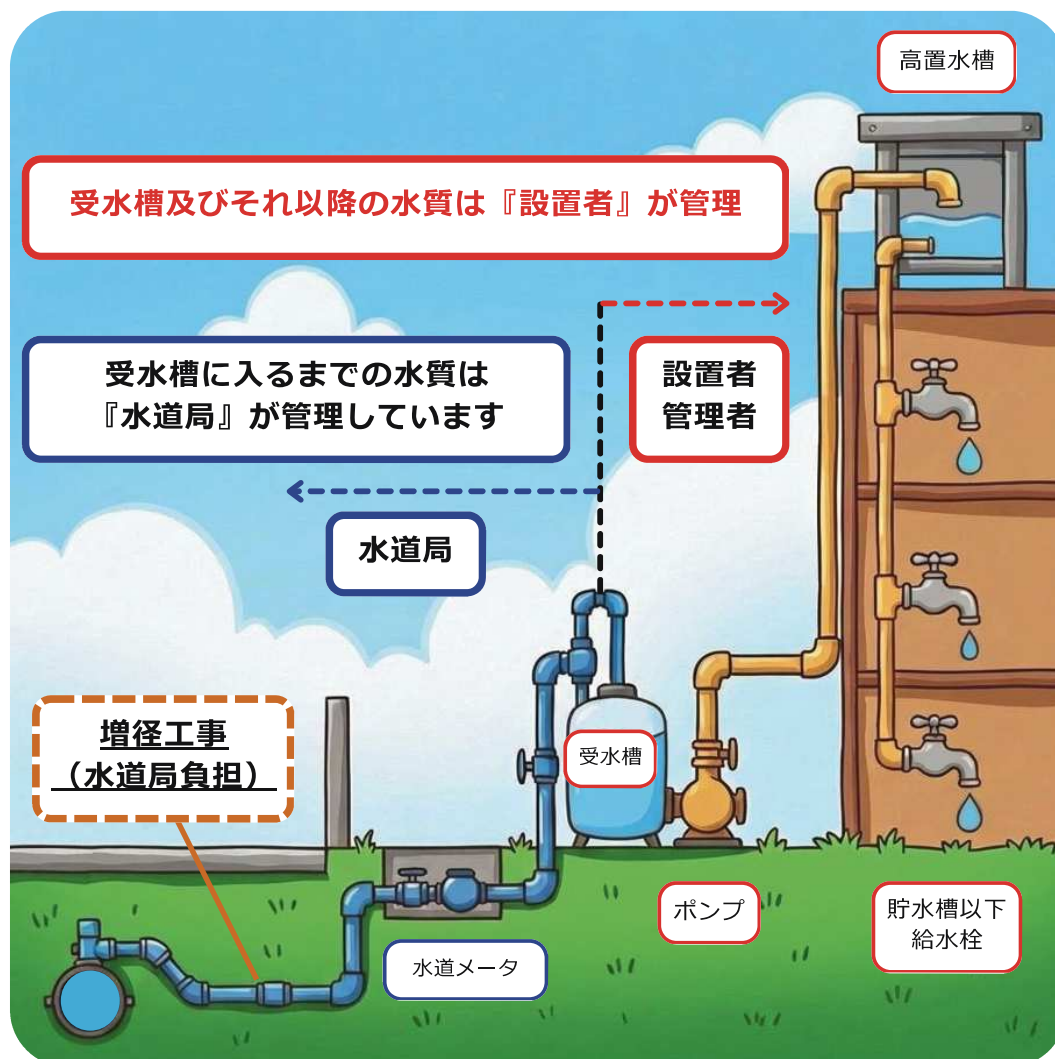
- 一時に多量の水を使用するものや使用水量の変動が大きい施設、建物等で、配水小管の水圧低下を来すもの。
- 毒物、劇物及び薬品等の危険な化学物質を取扱い、製造、加工又は貯蔵を行う工場、事業所及び研究所。（例 クリーニング、写真及び印刷、製版、石油取扱、染色、食品加工、めっきなどの事業を行う施設）

なお、断水時の影響が大きいなど貯水槽水道方式が適当な施設もあります（例 ホテル、飲食店、病院など）。

詳しくは、東京都水道局までお問い合わせください。

⑧ 直結給水方式への切り替えをお考えのお客さまへ

工事費用や工事内容は建物によって異なります。見積り（工事）を申し込む際の注意点等については、以下のQRコードから御覧ください。



○ 水道局の負担で増径工事を実施しています。

水道局では、貯水槽水道方式から直結給水方式への切替えに際し、道路部分からメータまでの給水管を現状より太くしなければならない場合に、この工事を水道局の負担で実施しています。

次のような場合は施工対象外となりますので御注意ください。

- ・ 直結給水方式が認められていない建物等
- ・ 増改築に合わせて直結給水化しようとする建物
- ・ 平成24年12月以降に設置された貯水槽水道方式の建物



⑨ 貯水槽水道に関するQ&A

Q1 貯水槽は水誰が管理しているの？

A1 配水管の分岐部から蛇口までの水道施設は、お客さまの財産となるため、その管理もすべてお客さまとなります。

Q2 貯水槽の管理には基準があるの？

A2 貯水槽の有効容量が10m³を超えるものは、「簡易専用水道」といい、水道法によって設置者に以下の管理義務が規定されています。
①厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査の受検（年1回）。②年1回の貯水槽の清掃。③施設の点検。④水質汚染事故が起きた時の対応。10m³以下の貯水槽については、水道法による規定はありませんが、簡易専用水道に準じ、管理することが望ましいとされています。

Q3 貯水槽が適正に管理されていないと、どのような問題が生じるの？

A3 貯水槽の点検や清掃が不十分だと、水が濁ったり、臭いが付いたりすることがあります。
また、貯水槽の容量が使用水量に比べて著しく大きい場合、水道水の貯留時間が長くなり水道水に含まれる残留塩素の濃度が下がり、消毒効果が失われることがあります。

Q4 貯水槽に異常があった場合は、どこに連絡をすればいいの？

A4 ポンプ故障や貯水槽の破損による場合には、所有者や管理組合、管理会社等にご相談下さい。水質に異常がある場合は、最寄りの水道局や保健所等へ御連絡下さい。

Q5 貯水槽の検査を業者に依頼して実施したところ、管理状況に問題があると言われました。どこに相談すればいいの？

A5 保健所等へ御相談下さい。

Q6 貯水槽の清掃はどこに依頼すればよいの？

A6 保健所等へ御相談下さい。

⑩ 貯水槽水道に関する法令

東京都給水条例(抜粋)

(貯水槽水道に関する管理者注の責任)

第33条の2

管理者は、貯水槽水道（水道法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者及び設置者に対し、貯水槽水道の設置、管理、改修等に関する情報の提供を行うものとする。

(貯水槽水道に関する報告及び調査)

第33条の3

管理者は、前条の規定の施行に必要な限度において、貯水槽水道の設置者からその管理の状況について報告を求め、又はその職員に、貯水槽水道の設置者の同意を得て、貯水槽水道の用に供する施設のある場所に立ち入り、その管理の状況について調査させることができる。

2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(貯水槽水道の設置等の届出)

第33条の4

貯水槽水道を設置しようとする者は、あらかじめ貯水槽水道の所在地、設置者の氏名その他の管理者が定める事項を管理者に届け出なければならない。

2 貯水槽水道の設置者は、前項の規定に基づき届け出た事項に変更があったとき又は貯水槽水道を廃止したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(貯水槽水道に関する設置者の責任)

第33条の5

貯水槽水道のうち簡易専用水道（水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2に規定するところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理の状況の検査を行う等必要な措置を講じ、当該貯水槽水道を適切に管理しなければならない。

※ 管理者とは東京都水道局長を指します。

貯水槽について相談がありましたら下記までお問合せください。

東京水道株式会社 水道技術本部 管路管理部 給水装置課

貯水槽点検調査グループ

電話 03-5805-3822

受付時間：平日9時～17時



東京都水道局



このパンフレットについての問合せ先

■ 23区

東京都水道局給水部給水課（東京都庁第二本庁舎23階）

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5320-6435

■ 多摩地域

東京都水道局多摩水道改革推進本部調整部技術指導課

東京都立川市緑町6番地の7

電話 042-548-5415

（ホームページアドレス） <http://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp>